

子ども・子育て応援プランの概要

- 少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定）の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示
- 「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、それに向けて、内容や効果を評価しながら、この5年間に施策を重点的に実施

【4つの重点課題】

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

【目指すべき社会の姿(例)】

若者の自立と
たくましい子
どもの育ち

- 若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用
- 全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立
[若年失業者等の増加傾向を転換]
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

仕事と家庭
の両立支援
と働き方の見
直し

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得
[育児休業取得率 男性10%、女性80%]
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに]
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

生命の大切さ、
家庭の役割
等についての
理解

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、
「子育てで自分も成長」)イメージを持てる

子育ての新た
な支え合い
と連帯

- 地域の子育て支援の拠点づくり(市町村の行動計画目標の実現)
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童が多い95市町村における重点的な整備)
- 児童虐待防止ネットワークの設置
- 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる
[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

子ども・子育て応援プラン（抄）

平成16年12月24日
少子化社会対策会議決定

Ⅲ 検討課題

社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

併せて、我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年間に重要な時期であるとの認識のもと、社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する。

児童手当制度の概要

【制度の目的】 児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに
次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する

【支給対象】 第1子以降 0歳から小学校第3学年修了前
(9歳に到達後最初の年度末まで)
約940万児童

【 額 】 第1子・第2子 5,000円/月
第3子以降 10,000円/月

【所得制限】 596.3万円未満
ただしサラリーマンは780.0万円未満
夫婦と児童2人の世帯の年収ベース

【給付費】 約6,420億円 (17年度予算)

(国 庫 約3,280億円)
(地 方 約1,990億円)
(事業主拠出金 約1,160億円)
※公務員を含む

児童手当制度の主な沿革

- 昭和47年 制度発足
第3子以降を対象 義務教育終了前
手当額 3,000円
- 57年 特例給付の導入（行財政改革に伴う所得制限の強化に対応）
【本則給付の財源】事業主拠出金及び公費。ただし、非サラリーマンは公費のみ、公務員は所属庁の負担。
【特例給付の財源】事業主拠出金。ただし、公務員は所属庁の負担。
- 61年 第2子以降に拡大 義務教育就学前に重点化
手当額 第2子 2,500円 第3子以降 5,000円
- 平成4年 第1子まで拡大 3歳未満に重点化
手当額増額 第1・2子 5,000円
第3子以降 10,000円
- 平成12年 義務教育就学前まで拡大
【3歳以上義務教育就学前の児童に係る給付の財源】
全額公費。ただし、公務員は所属庁の負担。
- 平成13年 所得制限を緩和し、支給率を大幅に引き上げ
(72.5%→85.0%)
【所得制限】※夫婦と児童2人の世帯の年収ベース
改正前 改正後
432.5万円未満 → 596.3万円未満
ただし、サラリーマン世帯は
670.0万円未満 → 780.0万円未満
- 平成16年 小学校第3学年修了前まで拡大
【拡大分の児童に係る給付の財源】
全額公費。ただし、公務員は所属庁の負担。

主要国の児童手当制度

	日本 (2004年現在)	アメリカ (2004年現在)	イギリス (2003年現在)	ドイツ (2003年現在)	フランス (2004年現在)	スウェーデン (2003年現在)	
児童手当	支給対象児童	第1子から 9歳到達後最初の年度末まで (小学校第3学年修了前)		第1子から 16歳未満 全日制教育を受けている場合は 19歳未満	第1子から 18歳未満 学生等は27歳未満 失業者は21歳未満	第2子から 20歳未満	第1子から 16歳未満(義務教育終了前) 20歳の春学期まで奨学手当等
	支給月額	第1・2子 0.5万円 第3子～ 1.0万円	制度なし ただし、児童手当に相当するものとして、税制上の児童税額控除制度がある。	第1子 68.25ポンド [1.4万円] 第2子～ 45.72ポンド [0.9万円]	第1～3子 154ユーロ [2.1万円] 第4子～ 179ユーロ [2.4万円]	第1子 なし 第2子 115.07ユーロ [1.6万円] 第3子～ 147.42ユーロ [2.0万円] <割増給付> 11～16歳未満 32.36ユーロの加算 [0.4万円] 16歳～ 57.54ユーロの加算 [0.8万円]	第1・2子 950クローネ [1.4万円] 第3子 1,204クローネ [1.8万円] 第4子 1,710クローネ [2.6万円] 第5子～ 1,900クローネ [2.9万円] 奨学手当等も同額
	所得制限	一定の年収(4人世帯:年収ベース596.3万円)以上の者には支給しない。 被用者については一定年収(4人世帯:年収ベース780万円)未満まで支給。		なし	18歳未満:なし 18歳以上:児童の年収が7,118ユーロ[約96万円]以上の場合には支給しない	なし	なし
	財源	<0～3歳未満> 被用者 事業主7/10 国 2/10 地方1/10 非被用者 国 2/3 地方1/3 特例給付 全額事業主負担 <3歳～小学校第3学年修了前> 国 2/3 地方1/3		国庫負担	公費 児童手当及び児童扶養控除に要する費用の負担割合:連邦74%、州及び自治体26%	家族給付全国基金 ・事業主拠出金(65%) ・税(一般社会拠出金等)(35%)	国庫負担
	運営	政府		政府	政府	家族手当金庫	政府
税制上の児童控除	扶養控除 扶養親族 3.8万円 特定扶養親族(16歳以上23歳未満) 6.3万円	・扶養控除(被扶養者1人につき、3,100ドル[33.8万円]の所得控除 ・児童税額控除(17歳未満の扶養児童1人につき、1,000ドル[10.9万円]の税額控除又は給付 ※児童税額控除は世帯年収10,500ドル[114万円]以上の全ての児童養育世帯に適用(非課税者等に対しては給付)	児童税額控除 16歳未満(学生等は19歳未満)の児童のいる世帯に対し、児童の数及び世帯の所得に応じて税額控除又は給付 ・児童税額控除(family element) 扶養児童が1人以上ある場合、児童の数に関わらず、最大545ポンド[10.8万円]の税額控除(給付)、なお、扶養児童に1歳未満の児童がいる場合は545ポンド[10.8万円]加算 ・児童税額控除(child element) 扶養児童1人につき、最大1.445ポンド[28.6万円]の税額控除 ※全ての児童養育世帯に適用。(非課税者等に対しては給付)	児童控除(扶養児童1人につき5,808ユーロ[78.4万円]の所得控除) ※児童控除と児童手当(扶養児童1人につき1,848ユーロ[24.9万円]の有利な方を適用)	なし N分N乗課税 ※家族除数 独身者 1 夫婦者 2 夫婦子1人 2.5 夫婦子2人 3 夫婦子3人 4 夫婦子4人 5 以下扶養児童1人増す毎に1を加算する	なし	

(注) 1. イギリスの児童手当額は週単位であり、これを月額に換算した。
2. 円への換算レートは、1米ドル=¥109、1英ポンド=¥198、1ユーロ=¥135、1クローネ=¥15(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成16年6月から平成16年11月までの間における実勢相場の平均値)

規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（抄）
（平成17年3月25日 閣議決定）

Ⅲ 措置事項

10 福祉・保育等関係

イ 保育

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
① 公立保育所の民間への運営委託等の促進 (厚生労働省、内閣府)	a 都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者に委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。	計画・福祉イ①a	逐次実施		
	b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。	計画・福祉イ①b	逐次実施		
② 認可保育所における直接契約・直接補助方式の導入 (厚生労働省)	平成9年の児童福祉法の改正による現在の入所方式の実施状況、三位一体改革による平成16年度からの公私立の財源措置の相違、待機児童の状況、平成17年度からモデル事業が開始され、平成18年度から直接契約方式により本格実施される総合施設の運営状況などを勘案しながら、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うこと（直接契約方式）ができないか、また、併せて、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式を導入できないか、その可否について検討する。なお、直接契約・直接補助方式の検討に当たっては、保育に欠ける児童を適切に認定する仕組みや、必要に応じて保育ニーズの高い者を優先的に入所させる仕組みの構築、低所得者への適切な配慮、保護者が保育所を選択できるための環境整備（第三者評価や情報開示など）についても十分留意する。	重点・福祉2〔計画・福祉イ②〕	可否について長期的に検討		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
③保育サービスに関する情報の一体的提供の推進 (厚生労働省、文部科学省)	利用者による選択の利便性向上と、サービス内容の情報提供の促進を図る観点から、保育所、認可外保育施設及び幼稚園についての情報を各地方公共団体がインターネット等により提供する場合には、施設の位置づけを明確にした上で、一覧性等を持たせた形で行われるよう、地方公共団体に対し、積極的に働きかける。	計画・福祉イ③	逐次実施		
④保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 (厚生労働省、文部科学省)	a 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。	計画・福祉イ④a	逐次実施		
	b 地方公共団体や関係団体のホームページなどで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。	計画・福祉イ④b	逐次実施		
⑤夜間保育、休日保育の推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	計画・福祉イ⑤	新エンゼルプラン(11年12月19日策定)に基づき、計画的に推進	子ども・子育て応援プラン(16年12月24日策定)に基づき計画的に推進	
⑥認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底 (厚生労働省)	a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。	計画・福祉イ⑥a	逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	b 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。	計画・福祉イ⑥b	逐次実施		
⑦認可保育所の経営主体や施設基準についての地方公共団体への周知徹底 (厚生労働省)	民間企業による設置経営の容認や、近所の公園を園庭の代替とすることの容認といった施設基準の緩和など既に実施された規制緩和措置について、より一層の周知徹底を図る。	計画・福祉イ⑦	逐次実施		
⑧認可外保育施設に対する指導監督の徹底 (厚生労働省)	第153回国会において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。	計画・福祉イ⑧	逐次実施		
⑨保育所等の受入児童数の拡大 (厚生労働省)	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	計画・福祉イ⑨	逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑩幼稚園・保育所の一元化 (総合施設の設置) (文部科学省、厚生労働省)	地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。	計画・福祉イ⑩	一部措置済(取りまとめ)	措置	
⑪幼稚園・保育所の一元化 (総合施設の施設設備等) (文部科学省、厚生労働省)	平成18年度から本格実施される「総合施設」の施設設備等については、以下のaからhのとおりとする。また、構造改革特区において実施されている幼保連携・一体化分野の施設はもちろん、既存の幼稚園・保育所や新設される幼稚園・保育所についても、当該地域のニーズに応じ、スムーズに「総合施設」となれるような仕組みを構築する。	重点・主要7		「総合施設」の本格実施までに措置	
	a 「総合施設」については、0歳～就学前の全ての子どもとその保護者を対象とすることを基本に、地域の実情やニーズに柔軟に対応できるようにする。また、利用者が直接希望する施設に申し込み、当該施設が審査・決定する「直接契約」を導入するとともに、一定の所得水準の者に対して配慮を行った上で、利用料は応益負担を基本とする。なお、利用者が施設を選択するために必要な第三者評価や情報公開等の仕組みとともに、特に必要とされる場合には、保育ニーズの高い利用者を優先的に入所させる仕組みを検討する。	重点・主要7①		「総合施設」の本格実施までに措置	
	b 現行の保育所程度の開所時間を目安とする。ただし地域の実情に合わせて開所時間を柔軟に設定することも可能とする。	重点・主要7②		「総合施設」の本格実施までに措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	c 例えば、最もきめ細やかな対応が必要な0歳～2歳までの乳幼児の離乳食等を加工するための、家庭用台所程度の設備があり、滅菌等の衛生対応が可能であれば、外部の配食サービスを活用できることとする等、施設において食事を提供する場合について、各施設が受け入れている子供の年齢構成や地域の実情に応じた適切な対応が可能となるような弾力的な仕組みを検討する。	重点・主要7③ア			「総合施設」の本格実施までに措置
	d 園庭としての機能を果たす上で支障がない場合には、付近の公園を屋外遊技場として確保すれば足りるとする等、柔軟な対応を可能とする。また、他の用途に利用しているスペースを、職員室としての機能を果たす上で支障がない場合には、職員室として使用することも可能とする。	重点・主要7③イ			「総合施設」の本格実施までに措置
	e 0歳～2歳までの乳幼児の保育を長時間行うためには、保育所の基準（1人の子供に対する職員の比率については、0歳は3：1、1歳～2歳は6：1）が基本となるが、保育サービスの質が維持できることを前提に、地域の実情に応じた効率的で柔軟な対応が可能となるよう検討する。	重点・主要7④			「総合施設」の本格実施までに措置
	f 「総合施設」において提供される教育・保育内容等を踏まえつつ、幼稚園教諭免許、及び保育士資格のいずれか一つの資格のみを有する者が、採用や業務の従事に際し排除されないこととする。	重点・主要7⑤			「総合施設」の本格実施までに措置
	g NPOや株式会社等の参入も認める。	重点・主要7⑥			「総合施設」の本格実施までに措置

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	h 「総合施設」の推進に際しては、地方公共団体の実情に応じて監督する行政の一元化が可能となり、事務の簡素化・効率化が図られるようにする。	重点・主要7⑦		「総合施設」の本格実施までに措置	
⑫放課後児童の受入体制の充実 (厚生労働省)	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。	計画・福祉イ⑪	新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月閣議決定)に基づき計画的に推進	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進	
⑬地域子育て支援センター事業のNPO法人への委託の承認 (厚生労働省)	現行では、保育所等の児童福祉施設又は医療施設を運営する者に限定されている地域子育て支援センター事業の委託先を、子どもの健全育成を図る活動を主たる活動事業とし、かつ市町村が適当と認めるNPO法人にも認める。 【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0430002号】	計画・福祉イ⑫	措置済(4月通知)		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑭新設の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置することの容認 (厚生労働省)	<p>待機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であっても、次の要件に該当する場合、新設の社会福祉法人が保育所を設置する際、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを容認する。</p> <p>(1) 保育所を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記すること</p> <p>(2) 賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること</p> <p>【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知雇児発第0524002号、社援発第0524008号】</p>	計画・福祉イ⑬	措置済 (5月通知)		
⑮株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営の解禁 (厚生労働省)	<p>株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営主体に係る制限については、大型児童館A型の設置を除き、一定要件の下に撤廃する。</p> <p>【平成16年厚生労働事務次官通知厚生労働省雇児第0326006号】</p>	計画・福祉イ⑭	措置済 (16年3月通知)		
⑯保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認 (厚生労働省)	<p>現行、公金であるため私人が取り扱うことが認められていない保育所の保育料について、収納事務を私人に委託することを可能とする。</p> <p>【児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号)】</p>	計画・福祉イ⑮	措置済 (17年4月施行予定)		
⑰多様な保育サービス制度の拡充 (厚生労働省)	<p>パートタイム労働者等が保育所を利用しやすくするため、利用者のニーズに応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充する。</p> <p>【平成16年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0430002号】</p>	計画・福祉イ⑯	措置済 (4月通知)		

「三位一体改革に関する地方六団体提案」に対する意見

平成16年10月7日
社会保障審議会児童部会

- 住民に身近な地方公共団体が、住民ニーズに的確に対応した地域づくりを行えるよう、地域の自主性・裁量を高め、地方分権を推進していこうという三位一体改革の基本的理念は尊重されるべきである。
- しかしながら、地域の子育て支援や人格形成の重要な時期である就学前の子どもの育ちを支える保育をはじめとする次世代育成支援対策関連の国庫補助負担金の多くが廃止の対象として提案されていることについては、以下のような観点から、少なくとも現時点においてこれらの補助負担金の廃止を行うことは時期尚早であると考えており、国と地方の役割分担について、十分かつ慎重な議論が求められる。
 - (1) 合計特殊出生率が1.29と史上最低を更新するなど少子化の進行が止まらず、我が国の将来の経済社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。また、児童虐待や少年非行など子どもの育ちを巡る状況は深刻さを増している。

こうした状況の中で、国家的課題と言うべき次世代育成支援対策は喫緊の課題であり、国、地方、企業を挙げて取り組んで行かなければならない今、とりわけ国においては先導的な役割を果たすことが期待される。

また、提案内容は、子ども関連の補助金が多くを占めているなど高齢者や障害者関連の補助金の取扱いと著しくバランスを欠いているが、現状においてさえ、社会保障給付が高齢者関係給付に偏っており、児童分野への思い切った財源の投入が強く求められている。こうしたことから、社会保障全体のあり方をどう考えるか、という視点も重要である。
 - (2) 次世代育成支援の取組は、次世代育成支援対策推進法に基づく地方自治体の取組が来年度からスタートするなどようやくその一歩を踏み出したところであり、地域間格差も大きく、今後、全体的な底上げが必要な分野である。

また、特に、虐待の被害児童など要保護児童対策やDV対策などの課題については、利益代弁者がいないともすれば見過ごされやすい分野であること、また、取組が緒についたばかりであることなど、国による必要最低限のセーフティネットのシステムを、まさにこれから作り上げていかなければならない分野である。

- 他方、現行の国庫補助負担金は、例えば、補助要件や基準が細分化され、地方の柔軟な対応が困難であるといった問題点なども指摘されており、国においても、これらを柔軟なものにしていくことや、取組が普及・定着したものについては、積極的に地方への移譲を検討するなどの補助金改革は真摯に進められるべきである。

さらに、地域社会や家族のあり方が変容する中、多様化するニーズに的確に对应していくための今後の次世代育成支援サービスのあり方についても、総合的な検討が加えられるべきである。

- 最後に、繰り返しになるが、児童虐待への行政の取組は子どもの命に関わるものであり、地域間格差や停滞があってはならないと考えるが、現実には、例えば、地方交付税措置により対応がなされている児童相談所の児童福祉司の配置については、大きな地域間格差が存在している。こうした中で、大変遺憾なことに、痛ましい子どもの虐待死という事件が後を絶たない。

このような不幸な事件が繰り返されることのないよう、国、地方が挙げて、子どもの生存・発達に関わる児童相談所や児童養護施設など児童虐待防止に関わる体制の抜本的な強化・充実を図ることを強く訴えたい。